

「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」の支給について

(付議の要旨)

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、社会福祉協議会が実施する総合支援資金の再貸付が終了する世帯等に対して、「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」を支給する。

1. 主旨

令和3年5月28日付、厚生労働省事務連絡「緊急事態宣言の延長を踏まえた生活困窮者への追加支援について」において、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金(仮称)を支給することが通知された。

その後、令和3年6月11日付、厚生労働省通知(社援発0611第7号)「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給について」により、本支援金支給要領及び詳細について通知された。

このため、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、すでに都道府県社会福祉協議会が実施する今般の総合支援資金(特例貸付)の再貸付(以下、「再貸付」という。)が終了する等により、特例貸付を利用できない世帯に対して、就労による自立を図るため、また、それが困難な場合には円滑に生活保護の受給へつなげるために、「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」を支給する。

2. 支給対象者

以下の要件を全て満たす世帯に支給する。生活保護世帯は除く。

(1) 【再貸付終了等要件】

特例貸付を利用できない世帯(再貸付まで借り終わった世帯や再貸付について不承認とされた世帯、再貸付の申請を行うために自立相談支援機関への相談等を行ったものの再貸付の申請をできなかった世帯)

(2) 【収入要件】

収入月額が、以下の①+②の合計額を超えないこと

①区市町村民税の均等割が非課税となる収入額の1/12

②生活保護の住宅扶助基準額

(例)

世帯員数	①	②	合計額
単身	84,000円	53,700円	137,700円
2人	130,000円	64,000円	194,000円
3人	172,000円	69,800円	241,800円

(3) 【資産要件】

預貯金が、上記(2)①の6倍以下(ただし100万円以下)

(4) 【求職活動等要件】

以下のいずれかに該当すること

①公共職業安定所に求職の申し込みをし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと

②就労による自立が困難であり、この給付終了後の生活の維持が困難と見込まれる場合には、生活保護の申請を行うこと

3. 支給対象世帯数 4,800世帯(見込)

※東京都社会福祉協議会及び区社会福祉協議会からの情報提供に基づき算出  
※令和3年6月末には東京都社会福祉協議会から再貸付を決定（又は不承認）された者に関する詳細な情報（氏名、住所、再貸付の決定月等）が提供される見込み

#### 4. 支給額等

- (1) 支給額：1月毎に、以下の額を支給  
    単身世帯：6万円　2人世帯：8万円　3人以上世帯：10万円
- (2) 支給期間：3か月間
- (3) 申請期間：令和3年7月1日から令和3年8月31日まで

#### 5. 予算額

- (1) 支給額　　1,032,480千円
- (2) 事務費　　39,673千円（委託料、役務費など）
- (3) 合計　　1,072,153千円　　全額国庫補助を充当する（補助率10/10）

#### 6. 周知方法

東京都社会福祉協議会から提供される情報に基づき、再貸付の決定者及び不承認者に対して、区から申請書を送付する。また区ホームページでも周知し、申請書等を入手可能とする。

#### 7. 受付、支給方法

受付は郵送のみとする。提出された申請書等を区が審査し、要件を満たす場合に申請書に記載された金融機関口座に振り込む。

なお、申請にあたっては、仕事以外の生活上の困りごとについての支援や、生活保護の相談の希望の有無について、併せて確認する。

#### 8. 支給開始後の確認

支給対象者（生活保護申請者を除く）に対し、以下の求職活動を行うことを求め、毎月、支給対象者からの活動報告を受領し、就労による自立を図ることとする。

- (1) 月1回以上、自立相談支援機関（ぷらっとホーム世田谷）の面接等の支援を受ける。
- (2) 月2回以上、公共職業安定所で職業相談等を受ける。
- (3) 原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける。

支給対象者は、自立相談支援機関（ぷらっとホーム世田谷）が引き続き支援を行うため、生活上の困りごとや、生活保護の相談希望有無について確認し、必要に応じて自立相談支援機関（ぷらっとホーム世田谷）が各保健福祉センター生活支援課へつなげる。

#### 9. 今後のスケジュール（予定）

- 令和3年6月23日 第2回定例会に第2次補正予算案を追加提案
- 6月下旬 区ホームページで制度を周知  
※対象者には7月中旬以降に申請書を送付する旨を掲載
- 7月1日 受付開始  
※区ホームページで申請書等をダウンロード可とする。  
区のお知らせ掲載（予定）
- 7月上旬 コールセンター設置（予定）
- 7月中旬～下旬 対象者へ申請書送付（予定）
- 7月下旬 支給開始（随時）
- 8月1日 区のお知らせ掲載（予定）
- 8月末日 申請期限